

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(平成17年北海道条例第10号)
根拠条項	第10条第1項
許認可等の種類	遺伝子組換え作物の開放系一般栽培の許可事項の変更の許可
法令の定め	第10条 第4条の許可を受けた者(以下「許可栽培者」という。)が、当該許可に係る第5条第1項第5号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、第13条第1項第5号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
審査基準	第7条 知事は、第4条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない(第10条の許可において準用)。 (1) 当該申請に係る交雑混入防止措置が知事が定める基準(北海道告示第670号)に適合していないこと。 (2) 申請者が交雑混入防止措置並びに第13条第1項第4号及び第5号の措置を適確に実施するに足りる人員、資産その他の能力を有していないこと。 (3) 申請者が第15条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。 (4) 申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。 (5) 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前2号のいずれかに該当する者であること。
標準処理期間	総期間 90日 ⇒ 日 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 90日 ⇒ 日
処分担当課	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号:011-231-4111(内線27-695))
申請先	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号:011-231-4111(内線27-695))
問い合わせ先	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号:011-231-4111(内線27-695))
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm)